

平成28年(ヨ)第23号事件

伊方原発稼働差止仮処分命令申立事件

債権者 須藤昭男 外11名

債務者 四国電力株式会社

準備書面(3)(被害論)補充書  
愛媛県広域避難計画について

2016年 8月8日

松山地方裁判所 民事2部 御中

債権者ら代理人

弁護士 薦田伸夫  
弁護士 東俊一  
弁護士 高田義之  
弁護士 今川正章  
弁護士 中川創太  
弁護士 中尾英二  
弁護士 谷脇和仁  
弁護士 山口剛史  
弁護士 定者吉人  
弁護士 足立修一  
弁護士 端野真  
弁護士 橋本貴司  
弁護士 山本尚吾  
弁護士 高丸雄介  
弁護士 南拓人  
弁護士 東翔

弁護士 河合弘之  
弁護士 海渡雄一  
弁護士 青木秀樹  
弁護士 内山成樹  
弁護士 只野靖  
弁護士 甫守一樹  
弁護士 中野宏典  
弁護士 井戸謙一  
弁護士 大河陽子  
弁護士 望月健司  
弁護士 鹿島啓一  
弁護士 能勢顯男  
弁護士 胡田敢  
弁護士 前川哲明  
弁護士 竹森雅泰  
弁護士 松岡幸輝

## 目次

第1	防災計画・避難計画の必要性	3
1	地震は予測できない	3
(1)	阪神大震災は予測できなかった	3
(2)	東北地方太平洋沖地震も予測できなかった	3
2	深層防護について	3
第2	愛媛県広域避難計画について	4
1	平成28年7月21日の改訂	4
2	佐田岬半島の地形の特徴	5
3	佐田岬半島は地滑り多発地帯	5
4	伊方原発は佐田岬半島の付け根に立地している	6
5	民間交通事業者への協力要請もできない	8
6	伊方原発以西の住民の人口・年齢構成等について	9
7	屋内退避措置について	10
8	熊本地震の教訓に反する	10
9	屋内退避施設について	11
10	放射線防護施設の不足・燃料の不足	11
11	瀬戸診療所について	11
12	土砂災害警戒区域内にある放射線防護施設	12
13	住民が大量の被ばくをするおそれがあることは明らか	12
第3	新規規制基準の問題点について	13
1	新規規制基準は防災計画を審査対象としなかった	13
2	ショアラム原発との対比	13
第4	伊方原発は日本の原発の中でも最も避難が困難な原発である	14
1	日本の原子力発電所	14
2	日本の原子力発電所の立地	14
(1)	日本の原発の多くは半島には立地していない	14
(2)	半島部にある原発の多くは半島の先端部にある	16
(3)	半島の間地点に立地する原発でも伊方原発の立地が最も危険	16
3	まとめ	19

## 第1 防災計画・避難計画の必要性

### 1 地震は予測できない

#### (1) 阪神大震災は予測できなかった

何故、原発に防災計画、避難計画が必要か。それは、地震の発生やその規模について、人類は正確に予測することができず、常に、想定外の地震が発生する可能性があるからである。

1995年の阪神大震災の発生前に、神戸市地下に震度7の巨大地震の震源となる活断層が存在することはわかっていなかった。阪神大震災を契機に、各地に強震動計が設置され、強震動のデータが観測蓄積されるようになってから、わずか20年しかない。予測をする上で、データが決定的に不足している。

#### (2) 東北地方太平洋沖地震も予測できなかった

東北地方太平洋沖地震について、2011年1月1日付地震確率表では、福島第一原発で30年以内に震度6以上の地震が起こる確率は0.0%とされていた。また、東北地方太平洋沖地震が発生するまでは、過去に知られた地震の記録等から、日本海溝沿いの地域毎にM7～8クラスの地震がそれぞれ個別に起きると考えられていた。ところが、実際には約500kmの長さに亘り約200kmの幅で、6つの地震が重なって発生し、M9という超巨大地震となった。

地震が正確に予測することができない自然現象である以上、また、原発が周辺住民の生命健康に対し重大な被害を発生させるおそれのある施設である以上、想定外の地震に備えて、原発震災の被害を最小限にとどめるために、適切な防災計画を定めることは不可欠である。

### 2 深層防護について

原子力発電所の安全性は、深層防護の考え方に基づく対策によって確保されるべきである（債権者ら準備書面13、18頁以下参照）。国際標準の深層防護では、設計上想定される事故（著しい炉心損傷が発生する事故）の発生を防止する対策（第3層まで）に加え、過酷事故が発生した場合を想定し、放射性物質が大規模に放出されることを防止ないし緩和する対策（第4層）、放射性物質が大規模に放出された場合の防災対策（第5層）が必要とされている。わが国では従来、

第3層までの防護策しか講じられていなかったが、福島第一原発の破局的事故の反省により、現在では、第4層、第5層の防護策の必要性が異論なく承認されている。

## 第2 愛媛県広域避難計画について

### 1 平成28年7月21日の改訂

本年7月21日、愛媛県は従来の広域避難計画を改訂することを発表した(甲B210号証)。

<https://www.pref.ehime.jp/h15550/keikaku/kouikihinan.html>

この改訂において、愛媛県は、それまでには存在しなかったケース4(道路港湾ともに使用不可の場合)を設定し、ケース4の場合には、屋内退避が防護措置であるとした(甲B210号証の1、19頁、甲B210号証の2参照)。

次図が、ケース4の概要の説明である。

#### エ. ケース4 屋内退避を実施する場合

○放射性物質放出まで時間的猶予があるものの、道路及び港湾等が使用できない場合、または放射性物質放出のリスクが高まった場合、屋内退避を実施。



図は表中の※の津波による影響が少ない施設を記載している

イメージ図 ～「伊方地域の緊急時対応」より抜粋～

愛媛県が新たにケース4を設定せざるを得なかったのは、以下に詳述するよう  
に佐田岬半島特有の地形と、伊方原発の立地条件から、愛媛県としてもこの  
最悪のケースが発生することを想定せざるを得なかったからである。

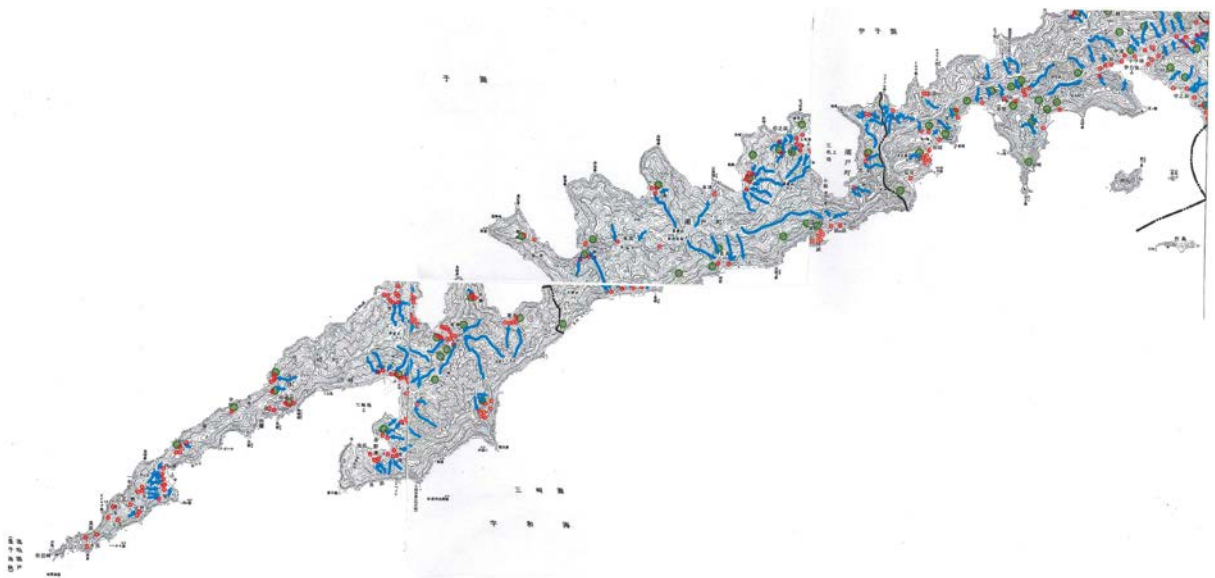
## 2 佐田岬半島の地形の特徴

佐田岬半島は、四国の西北端から長さ約40kmに渡って直線的に突き出し  
た半島であり、半島の幅は非常に狭く、海岸線から急峻な斜面が立ち上がり、  
平地はほとんど無い地形となっている（甲B211号証参照）。

## 3 佐田岬半島は地滑り多発地帯

また、佐田岬半島全体は、いわゆる三波川帯に属し、地滑りが多発する地質、  
地形である（債権者準備書面4、11頁以下参照）。

愛媛県土木部砂防課作成の土砂災害危険箇所マップによっても、多数の土石  
流危険渓流、地滑り危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所が存在し、地震に際して  
は、地すべり、土砂崩れ、地震に伴う津波被害により、道路、港湾設備等の交  
通インフラが寸断されるおそれがある。



愛媛県土木部砂防課作成の土砂災害危険箇所マップ甲B211号証

青色 土石流危険渓流

緑色 地滑り危険箇所

赤色 急傾斜地崩壊危険箇所

4 伊方原発は佐田岬半島の付け根に立地している

伊方原発は、佐田岬半島の付け根に位置しており、唯一の避難道路である国道197号線とは、1kmの距離しかない（甲B212号証～B213号証）。甲B212号証の右上が伊方原発であり、中央の尾根を走る道が国道197号線である。

甲B212号証



甲B 2 1 3号証 (Google Map より)



佐田岬半島の伊方原発より西に居住している約5700名の住民（甲B210号証の3、甲B222号証）は、原発事故発生時、陸路半島から東の四国本体に避難する際には、この原発からわずかの距離しか離れていない国道197号線を通行せざるを得ない。

伊方原発に過酷事故が発生した場合には、1kmしか離れていない避難道路を通行することにより、運転手や乗車中の住民が被ばくするおそれがあるため、過酷事故発生時には、車によって避難することができないことが想定される。ちなみに、福島第1原発の敷地は、南北で2kmである（甲B214号証）。

甲B214号証 (Google Map より)



伊方原発の避難計画における主要な避難道路である国道197号線は、福島第1原発の立地に置き換えると、原発施設の敷地内を通行している道路になる。過酷事故を起こしている原子炉からわずか1 kmしか離れていない国道197号線を利用して避難する行為は、まさに、福島第1原発で水素爆発等の過酷事故が発生している時に、福島第1原発の敷地内を通過して避難することを意味する。これが如何に無謀で危険な行為であるかは明白である。

##### 5 民間交通事業者への協力要請もできない

甲B210号証の3、197頁以下には、伊方原発事故発生時に避難の足となるバス、トラック、旅客船の民間交通事業者との間の避難活動に関する覚書がある。これらの、民間交通事業者との覚書によれば、運転手等の被ばく量が1



ミリシーベルトを下回る場合でなければ、避難活動に協力を要請することができないことが明記されている（トラック 197 頁、バス 203 頁、船 209 頁参照）。

4 記載の原発施設の立地からすれば、過酷事故に際して運転手等の被ばく量が 1 ミリシーベルトを上回る事態が発生することは容易に想定することができ、道路・港湾を利用しての避難は、幸い道路・港湾設備自体は無事であったとしても、伊方原発からの被ばくのおそれにより不可能となる。

以上のように、伊方原発に過酷事故が発生した場合には、ケース 4 の道路・港湾とも使用不可能な状態が発生するおそれが十分にあることから、愛媛県はこの設定を追加せざるを得なくなったのである。

## 6 伊方原発以西の住民の人口・年齢構成等について

甲 B210 号証の 3、5 5 頁以下には、平成 2 8 年 4 月 1 日現在での、伊方原発からの方向別の人口や年齢構成等が記載されている。

この資料を基に、債権者ら代理人が、伊方原発から西に居住する住民の人数、年齢構成等を整理記載した表が、次の表である（甲 B 222 号証）。

甲 B 210 号証の 3、5 5 頁を基に作成した表（甲 B 222 号証）

		平成28年4月1日現在																
市町名	原子力発電所からの位置		世帯数	人口														うち在宅の避難行動要支援者数
	距離(km)	方位		新生児	1ヶ月以上3歳未満	3歳以上7歳未満	7歳以上13歳未満	13歳以上16歳未満	16歳以上20歳未満	20歳以上30歳未満	30歳以上40歳未満	40歳以上50歳未満	50歳以上60歳未満	60歳以上70歳未満	70歳以上80歳未満	80歳以上	計	
P A Z	5km	南南西	172	0	5	11	9	6	12	16	24	32	56	73	61	71	376	28
		南西	173	0	6	6	13	6	11	23	25	30	57	88	62	66	393	15
		西南西	155	0	3	7	13	7	10	14	27	41	43	65	49	50	329	15
		小計	500	0	14	24	35	19	33	53	76	103	156	226	172	187	1,098	58
U P Z	5km～10km	西南西	267	1	8	15	19	10	13	34	30	37	76	100	83	109	535	21
		南西	285	1	5	11	32	15	27	53	43	58	80	99	78	88	590	12
		小計	552	2	13	26	51	25	40	87	73	95	156	199	161	197	1,125	33
		西南西	148	0	1	1	4	5	6	4	7	17	21	68	55	75	264	10
U P Z	10km～15km	南西	183	0	7	12	9	7	11	27	34	39	56	77	42	76	397	11
		小計	331	0	8	13	13	12	17	31	41	56	77	145	97	151	661	21
		西南西	313	0	5	8	11	11	13	19	22	40	73	35	109	165	511	16
		南西	104	0	0	2	3	1	9	7	13	6	32	55	26	63	217	8
U P Z	15km～20km	小計	417	0	5	10	14	12	22	26	35	46	105	90	135	228	728	24
		西南西	759	0	12	15	31	43	50	71	66	129	203	290	270	329	1,509	71
		小計	759	0	12	15	31	43	50	71	66	129	203	290	270	329	1,509	71
		西南西	286	0	6	3	15	11	15	23	28	64	86	112	102	136	601	21
U P Z	20km～25km	小計	286	0	6	3	15	11	15	23	28	64	86	112	102	136	601	21
		西南西	286	0	6	3	15	11	15	23	28	64	86	112	102	136	601	21
		小計	759	0	12	15	31	43	50	71	66	129	203	290	270	329	1,509	71
		合計	2,845	2	58	91	159	122	177	291	319	493	783	1,062	937	1,228	5,722	228

上の表によれば、伊方原発以西の佐田岬半島には、平成 2 8 年 4 月 1 日現在で、5 7 2 2 名もの多数の住民が生活している。原発の周辺に、このように多数の地形上の避難困難者が居住している原発は、他にない。

年齢構成別に見ると、8 0 歳以上の高齢者が 1228 名と最も多く、7 0 歳以上者も含めると 2165 名となり、高齢化が進み、迅速な避難が困難な高齢者が多数

存在する地域であることがわかる。また、災害対策基本法第 49 条の 10 に規定された避難行動要支援者（災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために時に支援を要するもの）が、228 名生活している。また、放射線による影響に敏感な 7 歳未満の幼児ないし児童は 151 名いる。

これらの、高齢者、避難行動要支援者、幼児・児童などの避難弱者も含めて、5722 名もの多数の住民が、地形上避難困難な伊方原発以西に居住している事実は、伊方原発の運転差止の可否を判断する際に、常に念頭に置かれなければならない。本件は、これら多数の住民の命と健康が守られるかどうか問われている裁判である。

#### 7 屋内退避措置について

愛媛県広域避難計画によれば、ケース 4 の場合には、屋内退避が防護措置であるとされている。

しかし、そもそも避難とは災害のおそれのある場所から、安全が確保されている場所へ移動することを意味するのであり、放射能被ばくのおそれのある場所にとどまったままの屋内退避は、本質的には「避難」ではない。外気が放射能で汚染された地域で屋内退避をしたとしても、放射線防護設備のない建物であれば、外気と放射性物質の侵入を完全に遮断することはできず、放射線被ばくは避けられない。

屋内退避を指示せざるを得ない事態が発生することを認めるのは、それ自体、避難計画の破綻を意味する。

#### 8 熊本地震の教訓に反する

熊本地震においては、震度 7 の地震が連続して発生し、1 度目の震度 7 の地震では倒壊を免れた建物が、2 度目の震度 7 の地震により倒壊し、雨の中自宅内で退避していた多数の住民が、2 度目の地震で倒壊した建物の下敷きとなり犠牲となった。

伊方原発において、原発震災が発生し、住民が避難できず屋内退避を余儀なくされた場合、住民は建物内にとどまり被爆を避けるか、建物外に出て建物の倒壊による危険を避けるかの二者択一を迫られる。いつ来るかわからない地震によって建物が倒壊することをおそれた住民は、屋外で被ばくを余儀なくされ

る。

#### 9 屋内退避施設について

愛媛県の広域避難計画によれば、自宅での屋内退避ができない場合、学校、集会所、診療所等を屋内退避施設として利用することを計画している。

しかし、NHKの報道によれば、伊方町の屋内退避施設68箇所の内、半数以上の36箇所が土砂災害危険区域内にあり、緊急時に利用することができないおそれがある(甲B215号証)。また、施設そのものは無事でも屋内退避施設への交通網が、土砂崩れ、地すべり、津波等により寸断され、住民が屋内退避施設にたどり着くことができない事態も発生する。

#### 10 放射線防護施設の不足・燃料の不足

愛媛県の広域避難計画によれば、ケース4の場合、屋内退避施設の内5箇所は、放射線防護設備のある放射線防護施設であるとされている(甲B210号証の1、19頁)。

しかし、放射線防護施設の数が全く足りない。ケース4の場合、屋内退避が必要な人数は4724名とされているが、放射線防護施設5施設に収容可能な人数は859名に過ぎない。残りの4000名弱は、屋外かもしくは放射線が防護されていない施設にとどまらなければならない(甲B210号証の1、19頁)。

また、放射線防護施設に避難できたとしても、放射線防護設備を稼動するために必要な燃料は、数日分しか備蓄されておらず、大半の施設は、わずか3日分の燃料しかない(甲B210号証の3、130頁参照)。地域全体が放射能に汚染された中で、数日間で除染されるはずもなく、数日後には無事に非汚染地域に避難できる保障もない。

#### 11 瀬戸診療所について

本年7月27日、債権者代理人らは、放射線防護施設の一つである「瀬戸診療所」を訪問した。

愛媛県の避難計画では、この瀬戸診療所は、273人が収容可能と表示されている(甲B210号証の3、130頁参照)。この収容可能人数は、避難先候補施設の面積を基に1人あたり2㎡として計算するとされているが、まさに机上の空論である。次頁の甲B216号証は、瀬戸診療所の部屋割りがわかる案内板の写真である。



瀬戸診療所の職員の方から放射線防護施設であると説明された病院2階には、病室15室に、浴室、ナースセンター、院長室等がある。通常の医療行為を行う病院で、当然ながら入院患者もおり、とても273名もの多数の避難者を収容できるとは思えない。

#### 12 土砂災害警戒区域内にある放射線防護施設

愛媛新聞の報道（甲B217号証）によれば、「伊方町内に7施設ある放射線防護施設のうち4施設は土砂災害警戒区域内にある。日本一細長く、険しい山からなる佐田岬半島の地形上、警戒区域内に設置せざるを得ないのが実情」と報道されている。債権者代理人らが訪問した瀬戸診療所も土砂災害警戒区域内にある。地震に伴い、土砂災害が発生した場合には、これらの放射線防護施設は利用することができない。

#### 13 住民が大量の被ばくをするおそれがあることは明らか

以上から、伊方原発においては、避難不可能なケース4が発生するおそれが十分にあり、その際の防護措置とされる屋内退避には多数の問題があり、住民が被ばくを余儀なくされることは明らかである。

前記の通り、愛媛県は、民間交通事業者との覚書においては、運転手らに1ミリシーベルト以上の被ばくをさせないことを前提に覚書を締結しており、こ

これは、ICRPの定めた公衆被ばく限度に従ったもので当然の措置であるが、伊方原発以西に居住する約5700名もの住民は、陸路、海路による避難できないまま、屋外であるいは放射線防護設備の無い建物に退避することを余儀なくされ、1ミリシーベルトを超える大量の被ばくをするおそれがある。

### 第3 新規制基準の問題点について

#### 1 新規制基準は防災計画を審査対象としなかった

このように、極めて杜撰な避難計画しか定められていないにもかかわらず、債務者は、今月中旬にも伊方原発3号機を再稼働する予定である。

何故、このような深層防護の根本に反する事態が発生したか。それは、原子力規制委員会の定めた新規制基準が、防災計画、避難計画を審査対象としなかったことに原因がある（債権者準備書面8、21頁参照）。原発再稼働を急ぐ余り、本来避難計画について全責任を負うべき国と電力事業者の避難計画策定の責任を曖昧にし、地方自治体に避難計画立案の責任をなすりつけたまま、再稼働が強行されている。

#### 2 ショアハム原発との対比

そもそも、佐田岬の地形・地質、伊方原発の立地からすれば、伊方原発に過酷事故が発生した場合には避難が不可能な住民が発生することは明白であるから、このような場所に原発を立地すること自体が許されるべきではない。

アメリカ合衆国ニューヨーク州ロングアイランドに建設されたショアハム原発は、ロングアイランドという島に建設された原発で、海に囲まれ避難が困難である点で、伊方原発と立地が共通している。

このショアハム原発は、原発事故発生時に避難が容易でないことを理由に、建設工事は完成していたにもかかわらず稼働前に運転が停止され、廃炉とされた。ショアハム原発の場合は、主要な避難道路と原発の距離が16kmしか離れていないことなどを理由として、避難ができないと判断された。しかし、伊方原発は、前記の通り3号機の原子炉と避難道路である国道197号線は、わずか1kmしか離れていない（以上につき、甲B218号証、B213号証）。

原発事故の避難計画に関して、日本の新規制基準は、アメリカのショアハム原発の例で示された国際基準から、明らかに大幅に後退している。

#### 第4 伊方原発は日本の原発の中でも最も避難が困難な原発である

##### 1 日本の原子力発電所

日本の商業用原子力発電所は、甲B219号証(日本原子力技術協会HP、<http://www.gengikyo.jp/facility/powerplant.html>)のとおり、北は泊原発から、南は川内原発まで、17カ所の原子力発電所敷地に立地している。



##### 2 日本の原子力発電所の立地

###### (1) 日本の原発の多くは半島には立地していない

甲B220号証は、債権者ら代理人が、google map を利用して作成した、上記の17カ所の原子力発電所の立地の地図である。

甲B220号証を一瞥すれば、伊方原発が如何に特異な立地をしているかは明白である。伊方原発のように、細長い半島の付け根に立地している原発は他に存在しない。

日本の商業用原子力発電所は、海水を冷却水として利用することから、すべて沿岸部に立地するが、甲B220号証によれば、日本の原発の多くは、開けた平野部の沿岸に立地しており、狭い半島部の地形に立地しているものは少ない。

開けた平野部に立地している典型は、福島第1・第2原発である（甲B220号証4・5）。



福島第1・第2原発以外にも、泊原発（甲B220号証1）、柏崎刈羽原発（甲B220号証6）、東海第2原発（甲B220号証7）、浜岡原発（甲B220号証8）、島根原発（甲B220号証14）、川内原発（甲B220号証17）等も同様に、半島部のように海が両方に迫った地形ではなく、海が片側にしかなく、比較的避難経路が確保しやすい地形となっている。

福島第1原発は、平野部にあり、半島部にある原発よりも比較的容易に避難経路を確保することができる地形であったにもかかわらず、福島第1原発事故に際しては、避難に伴う大渋滞や混乱がいたるところで発生し、大熊町所在の双葉病院の患者のように避難途中で多数の被災者がお亡くなりになり

れたことは銘記されるべきである。

(2) 半島部にある原発の多くは半島の先端部にある

半島の地形に原発が立地することもあるが、その場合、多くは半島の先端部に立地している。その典型が、若狭湾の比較的小さな半島に立地する、敦賀原発（甲 B 220 号証 10）、美浜原発（甲 B 220 号証 11）、大飯原発（甲 B 220 号証 12）や、女川原発（甲 B 220 号証 3）、玄海原発（甲 B 220 号証 16）である。



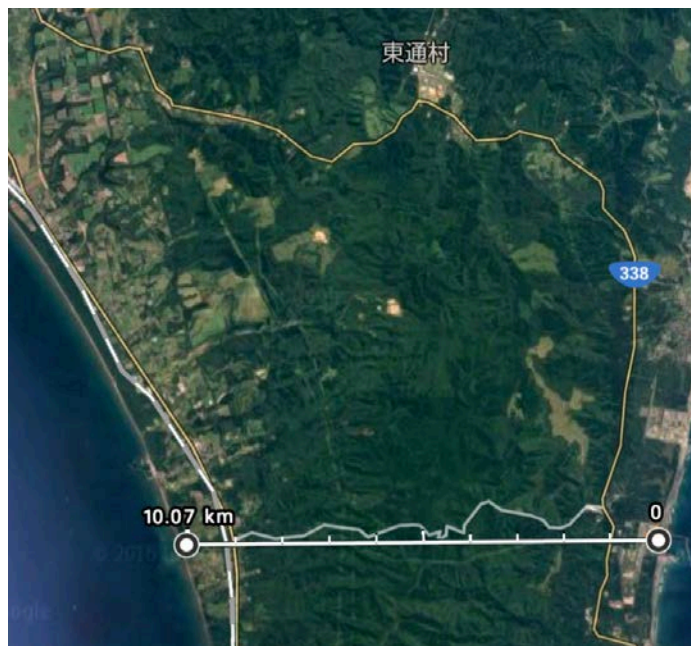
伊方原発のように、半島の付け根に原発が立地し、原発よりも半島の先の部分に多数の住民がいる場合には、原発事故が発生してしまうと、原発よりも半島の先の部分に居住している住民は、原発の近くを通過して避難することができず、避難路に窮してしまう。しかし、半島の先端部に原発が立地している場合には、そのような問題は生じない。

(3) 半島の間地点に立地する原発でも伊方原発の立地が最も危険

東通原発は、下北半島の間地点の太平洋側に立地する（甲 B 220 号証 2）。しかし、半島の幅は広く、東通原発が立地する太平洋側と、陸奥湾との間は、10 km ある（甲 B 221 号証の 1）。

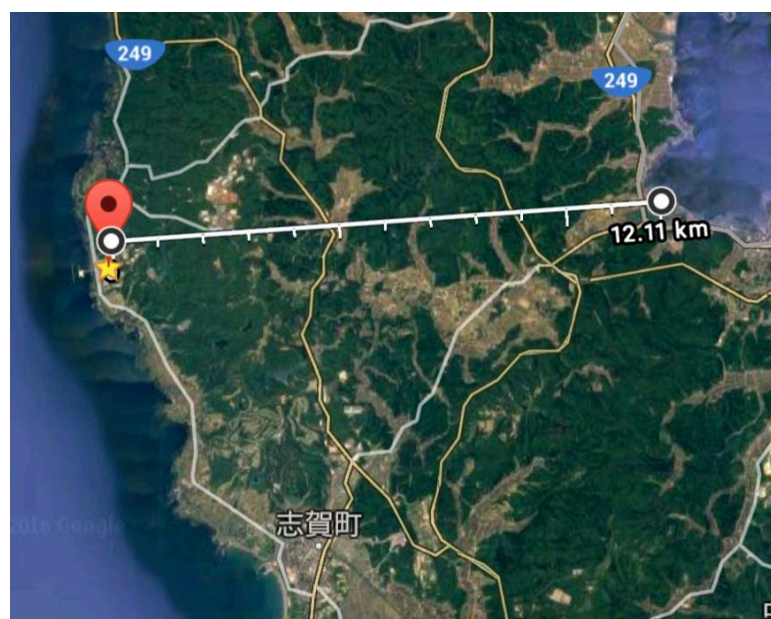


甲 B 221 号証の 1 東通原発



同じく、志賀原発は、能登半島の付け根付近に立地する（甲 B 220 号証 9）。しかし、半島の幅は広く、志賀原発の立地する日本海側と七尾湾との間は、12 k m の幅がある（甲 B 221 号証の 2）。

甲 B 221 号証の 2 志賀原発



以上に対して、伊方原発は、瀬戸内海側と宇和海側で、陸地の幅はわずか 2 k m 弱しかなく、しかも急峻な地形で、避難に利用可能な道路は国道 197

号線しか存在せず、国道 197 号線は伊方 3 号機の原子炉からわずか 1 k m し  
か離れていない（甲 B 221 号証の 3、甲 B 213 号証）。

### 甲 B 221 号証の 3 伊方原発



東通原発、志賀原発の場合には、半島の幅が広く、原発から 10 k m 程度  
の離れた距離に避難経路を確保することができる。これに対し、伊方原発は  
極めて細い半島に立地しており、そのため、わずか 1 k m しか離れていない  
国道 197 号線を避難経路とするほかなく、伊方原発がより避難が困難な原  
発であることは明らかである。

なお、高浜原発は、音海半島の付け根に立地している点で伊方原発と同様  
の避難の困難性の問題があるが、音海半島の高浜原発より先の部分には、小  
さな音海集落しかなく、人口は少ない。これに対し、佐田岬半島の伊方原発  
以西には、約 5 7 0 0 名もの多数の住民がおり（甲 B 210 号証の 3、甲 B 222  
号証）、ヘリコプター等で避難することができる人数ではなく、多数の避難者  
が片側 1 車線の国道 197 号線に集中し、大渋滞・大混乱が発生し、多数の住

民が被爆を余儀なくされる。

### 3 まとめ

以上からすれば、伊方原発は、長さ40km、幅わずか1～2kmという特異な地形である佐田岬半島の付け根に立地したという特性から、他の日本の原発と比較しても、原発事故発生時に最も避難が困難な原発である。それにもかかわらず、佐田岬の伊方原発以西には約5700人も多数の住民がおり（甲B210号証の3、甲B222号証）、過酷事故が発生すれば多数の住民が被爆する。このような立地に原発を建設すること自体許されない。伊方原発は、日本でも最も深刻な原発震災の被害を発生させるおそれがある原発である。

そして、日本が世界の中でも巨大地震が集中する地域であること、伊方原発の5km先には日本最大、世界でも有数の巨大活断層である中央構造線があり、熊本地震によりその活動も活発となっていること、南海トラフ地震の震源域に立地していること、前述したショアハム原発の例のように、世界の原発では日本と比較しても格段に厳格な避難計画に関する審査が行われていること等を考慮すると、伊方原発は、原発震災に対して世界でも最も危険な原発であると評しても、決して誇大ではない。

債権者らは、極めてずさんな避難計画しか策定されていない中で、伊方3号機が再稼働されることは、まさに債権者らの生命健康を含む人格権を侵害するおそれが明白であり、到底許すことはできない。伊方3号機の運転は直ちに差し止められるべきである。

以上